

徳山中央浄化センター外沈砂処分業務 仕様書

特記事項

1】総則

1. 目的

この仕様書は、徳山中央浄化センター及び江口ポンプ場・新地雨水ポンプ場（以下「徳山中央浄化センター外」という。）から発生する下水沈砂の処分に関する業務に必要な事項を定めるものである。

2. 委託業務の履行義務

徳山中央浄化センター外から排出される下水沈砂を確実に処分するため、設計書、仕様書及び契約書等に基づき受託業務を完全に履行するとともに関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

3. 委託業務の内容

下水沈砂の焼却処分である（搬入時の計量を含む）。なお、作業要領等については当該項目を参照のこと。

4. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 委託業務に従事する者の資格

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項の規定に基づく許可を受けたもの。

6. 指示の履行

受注者は、上下水道局係員の指示に従って業務に従事しなければならない。

7. 委託業務に従事する者の契約取消し

業務上不適格であると認めた場合は、契約を取消すものとする。

8. 従業員の勤務

従業員の勤務については、労働基準法及び関係法令を遵守し勤務させなければならない。

9. 労務管理

受注者は、従業員の労務管理の一切の責任を負うものとする。本業務は、公共的使命が重大であるため、労務管理を確実に行わなければならない。

10. 安全教育の徹底

委託業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務従事者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

11. 保健衛生管理

従業員の保健衛生管理を徹底しなければならない。

12. 緊急事態発生への対応

事故等が発生し、下水沈砂の処分ができなくなった場合は、直ちに上下水道局へ連絡し、速やかに必要な処置を取ること。

13. 処分施設停止時の対応

処分施設において、下水沈砂の処分が出来なくなった場合は、上下水道局の承認を受けて受注者の責任で処分場を変更しなければならない。

14. 委託業務就業時間等

1) 徳山中央浄化センター外の運転に支障をきたすことの無いよう速やかに処分すること。

2) 業務の休日は、土曜日・日曜日・国民の休日・年末年始である。

15. 書類帳簿等の提出

受注者は、上下水道局の指示により必要な書類帳簿等を提出しなければならない。

16. 支払方法

月払いとする。

2】作業要領

1. 業務の発生

徳山中央浄化センター外より処分依頼の連絡が入ることにより業務が発生する。

2. 下水沈砂の処分業務

下水沈砂を焼却処分し（搬入時の計量を含む）、焼却灰を最終処分地で処分する業務である。

3. その他

1) 下水沈砂とは、下水管渠から処理場及びポンプ場内に流れ込んだ土砂を沈殿させ、堆積した砂を水切り処理したものである。なお、水分を多く含んだ泥状の砂については、本業務に含まないものとする。

2) 下水沈砂の業務発生予定数量は、29トン程度である。

3) 下水沈砂の管理は、産業廃棄物管理票マニフェストで行う。

3】付則

1. 業務を実施するために必要な備品、消耗品等は、受注者が備え付けるものとする。

2. 業務の実施にあたり、第三者に損害を与えたときは、上下水道局の責めに帰する理由による場合を除き、その損害は受注者の責任で処置すること。

3. 盗難・災害の防止には万全の注意を払うこと。

4. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。

5. 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて上下水道局と協議して決定すること。

以上